

一宮市 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準

1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和5年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

2 要件

(1) 沿道飲食店等の路上利用の目的

沿道飲食店等の路上利用は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、路上利用の占用を暫定的に認めるものであり、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むものであること。

(2) 占用主体

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。（個別店舗ごとの申請はできない）

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

(3) 占用の期間

令和5年3月31日までの間で必要最低限の占用期間とする。

(4) 占用の場所

占用の場所は、原則歩道において、沿道店舗側（民地寄り）を基本とし、道路の構造

又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。

ただし、交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(5) 占用できる工作物、物件又は施設

新型コロナウイルス感染症対策の「三つの密」の回避を目的として設置される工作物等。

テーブル、椅子、囲い、その他当該路上利用目的のために必要な物件とする。

道路利用者の安全を損なうおそれのない物件に限ること。

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

営業時間外や強風等には屋内に収納するなど、いたずらや強風により散乱し、道路交通に危険を及ぼし、道路構造を損傷するおそれのないよう必要な措置を講ずるとともに適切な管理を行うこと。

設置にあたっては、地先の住民又は土地建物の管理者の了解を得ること。

設置にあたっては、視覚障害者誘導用ブロック等の機能を阻害しないこと。

置き看板やのぼり旗等の広告物の占用は不可。

(6) 占用料及び道路維持管理への協力

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件の占用料について、当該物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用箇所及び周辺の清掃、除草、植樹の剪定など）が行われる場合にあつては、占用主体にかかわらず、令和5年3月31日までの間、 占用料を免除とする。

3 占用許可の条件

占用の許可にあたっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

ア 占有者は、占有物件を設置した後の道路交通環境を定期的に観察し、道路交通環境への著しい支障が生じた場合には、必要な措置を講じること。

イ 許可後は店舗ごとの占有場所を赤いテープで囲い。営業中は、はみ出さないように注意すること。

ウ 占有物件は営業を終了する度に道路上から撤去し、道路の清掃を行ったうえで、原状回復すること。

エ 占有者は強風時等においては、占有物件の飛散、転倒等による道路交通への危険

または道路構造の損傷を防止するため、占用物件を一時的に道路上から撤去する等の措置を講ずること。

オ 路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、道路交通の安全に支障を及ぼさないよう行列の整序、十分な駐車場等の確保や交通案内その他必要な措置を講ずること。

オ 地域住民や店舗、道路利用者から指摘や意見、陳情があった場合は各店舗において改善を求めるとともに、責任をもって適切に対応すること。

カ 道路占用許可書（又は写し）と占用場所がわかる平面図は、道路管理者、交通管理者等から問い合わせがあった際には、すぐに提示できるようにすること。

キ 道路占用許可の申請時に提案した道路の維持管理（清掃、除草等その他占有者が提案した維持管理）を実施し、道路管理者に報告すること。

ク 当該占用場所において、道路管理者による工事や占用工事が行われることになった場合、その期間において占用物件は設置できないこと。

ケ 路上利用は公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

コ その他道路管理者が必要と認める事項。

4 添付資料

- ① 道路占用許可申請書
- ② 地方公共団体からの支援書（占用主体がイ・ウの者）
- ③ 位置図
- ④ 配置図（占用区域及び設置する店舗毎のエリア分けを記載）
- ⑤ 店舗物件設置店舗及び設置物件一覧
- ⑥ 道路の維持管理への協力について提案書
- ⑦ 現地写真（占用区域を赤枠）

道路使用許可書申請書（警察提出用）も一緒に提出